

令和5年3月9日成田市規則第1号

成田市一時預かり事業利用者補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、保育所等における一時預かり事業を利用する児童の保護者に対し、予算の範囲内において一時預かり事業利用者補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する支援法第45条第2項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を含む。）をいう。
- (2) 一時預かり事業 「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別紙「一時預かり事業実施要綱」4実施方法に規定する（1）一般型、（4）余裕活用型、（5）居宅訪問型及び（6）地域密着Ⅱ型として実施する事業をいう。ただし、緊急一時預かり事業（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく一時預かり事業をいう。）を除く。
- (3) 児童 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該乳児及び当該幼児を含む。）をいう。
- (4) 保護者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている法第6条に規定する保護者（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該保護者を含む。）

をいう。

- (5) 非定型的保育サービス 保護者の就労形態等により、断続的に家庭における保育が困難となる児童に対して行う保育サービスをいう。
- (6) 緊急保育サービス 保護者の傷病、入院、災害、事故、出産その他の社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる児童に対して行う保育サービスをいう。
- (7) 私的理由による保育サービス 保護者の育児に伴う心理的負担又は肉体的負担を解消するため等の事由により、一時的に保育が必要となる児童に対して行う保育サービス（前2号に掲げるものを除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等において一時預かり事業を利用した児童の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一時預かり事業を利用した日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 当該年度（4月から8月までの間にあつては、前年度）において、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 当該年度（4月から8月までの間にあつては、前年度）において、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（前各号に掲げる者を除く。）
- (4) 法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に登録された法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であつて、一時預かり事業に係る保護者の負担を軽減することが適当であると認められるもの（前各号に掲げる者を除く。）

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が一時預かり事業の利用に伴い保育所等に支払ったものとする。ただし、支援法第30条の11第2項の規定による施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の支給を受けることができる場合にあつては、補助対象経費から当該施設等利用費を差し引いた額とする。

- 2 補助金の額は、一時預かり事業を利用した日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費日額のいずれか低い額を算出

し、それぞれを合計した額とする。

(1) 前条第1号に該当する者 児童1人当たり日額3,000円

(2) 前条第2号に該当する者 児童1人当たり日額2,400円

(3) 前条第3号に該当する者 児童1人当たり日額2,100円

(4) 前条第4号に該当する者 児童1人当たり日額1,500円

3 前項の補助対象経費日額は、補助対象経費の月額から当該補助対象経費の月額に係る施設等利用費を差し引いた額を当該月の一時預かり事業を利用した日数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 補助金の交付の対象となる日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とする。

(1) 非定型的保育サービス 1週間当たり3日、かつ、1月当たり14日

(2) 緊急保育サービス 1回の利用当たり14日

(3) 私的理由による保育サービス 1週間当たり1日、かつ、1月当たり4日

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、一時預かり事業利用者補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号及び第3号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 保育所等に利用料を支払ったことを証する書類

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たすことを確認できる書類

(3) 児童の属する世帯全員の住民票の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間にしなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 4月から6月までの利用分 6月15日から同月30日まで

(2) 7月から9月までの利用分 9月15日から同月30日まで

(3) 10月から12月までの利用分 12月15日から同月28日まで

(4) 1月から3月までの利用分 3月15日から同月31日まで

3 第1項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、一時預かり事業利用者補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するも

のとする。

- 2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、一時預かり事業利用者補助金交付請求書（別記第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の一時預かり事業の利用について適用する。

[別記様式 略]